平成２１年（フ）第６８９７号
神奈川県平塚市上吉沢938
破産者　熊澤　英之
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９５３号
愛知県岡崎市戸崎町字牛転10―５―1102
破産者　三澤　浩英
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９５９号
東京都渋谷区元代々木町33―５―306
破産者　田中　映子
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９７８号
新潟県新潟市東区石山１―１―35―301、住民票上の住所新潟県新潟市北区新崎２丁目２―33
破産者　佐藤　善則
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７０３２号
東京都練馬区田柄１丁目25―23―206
破産者　白取　智美（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１０８号
東京都日野市南平２丁目17―22
破産者　瀬戸口知子
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１３３号
東京都渋谷区円山町15―14―206
破産者　菱沼　英治
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１６２号
埼玉県加須市南町６―１
破産者　齋藤　政幸
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１６３号
東京都葛飾区青戸３丁目40―２―503
破産者　柿原　美穂
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２４７号
東京都練馬区春日町１丁目17―35―306
破産者　中島　正江
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２５９号
千葉県茂原市高師3004―７　グレースコートⅢ201
破産者　木村千津子（旧姓旦谷）
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２６０号
東京都練馬区桜台１丁目22―８―101
破産者　中川　　肇
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２６２号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字上野田597
破産者　安藤　誠治
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２７３号
千葉県習志野市東習志野６丁目13―７―303
破産者　酒井　甲二
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３２８号
東京都大田区南六郷２丁目28―１
破産者　渋澤今朝幸
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３２９号
東京都大田区南六郷２丁目28―１
破産者　渋澤　清巳
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３３８号
千葉県柏市根戸467―23―101
破産者　永井　理子
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６１号
北海道空知郡奈井江町字奈江原野2029番地15
破産者　金剛組有限会社
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２０年（フ）第１６２号
北海道空知郡奈井江町字奈江原野2029番地15、商業登記簿上の本店所在地北海道空知郡奈井江町字茶志内1779番地21
破産者　有限会社大央開発
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
群馬県邑楽郡板倉町大字板倉1753番地の２
破産者　フロンティア・サービス・エージェント株式会社
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第８１号
群馬県館林市仲町９番11号
破産者　東武館林勤労者生活協同組合
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第１５５０１号
東京都新宿区山吹町128番地
破産者　カイト株式会社
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部